

北上工業団地の整備に伴い、廃止した北上市北部勤労者屋内運動場の移転新設する施設であり、屋内運動場のほか、市民が交流するスペースも兼ね備えた施設となります。  
条例は利用等について必要な事項、規則は北上市北部交流館条例の実施に関し必要な事項を定めようとするものです。

## 1 施設概要

- (1) 所在地  
北上市二子町馬場3番地15
- (2) 敷地面積  
7,727.26㎡
- (3) 建物面積  
1,853.54㎡（ホール：約1,468㎡、その他：約385㎡）
- (4) 施設概要
  - ・ホール（人工芝）  
※テニス、フットサル、ゲートボール2面
  - ・フリースペース  
（全体（約181㎡）のうち会議室（約27㎡）2室を区切って使用可）。
  - ・子供用クライミングボード
  - ・事務室
  - ・男女更衣室
  - ・駐車場区画（65台+車いす使用者用駐車区画2台）



<イメージ図>

## 2 条例・規則概要（施行日：令和2年4月1日）

### ○条例

- (1) 開館時間  
午前9時から午後9時まで
- (2) 休館日  
月曜日（祝日を除く）、12月28日～1月4日までの間
- (3) 使用料
  - ・ホール（全面1時間ごとの使用）  
一般940円、高校生以下300円  
※2分の1を使用する場合の使用料の額は、2分の1の額  
※暖房を使用する場合は、100分の50に相当する額を加算
  - ・移動ステージ  
1回一般410円、高校生以下130円
  - ・会議室（1室1時間ごとの使用）  
270円  
※クライミングボード、フリースペースは無料開放
- (4) 使用料の減免
  - ・公の施設の使用料等減免条例を適用
  - ・北上市地域づくり組織条例に規定する地域づくり組織が主催する事業は、使用料を全額免除
- (5) 管理方法  
指定管理者制度を活用

### ○規則

条例の実施に関し必要な事項を定める

